

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

4-1 基本理念

越前市の緑を特徴付ける要素

「越前市らしさ」を「緑」の視点から捉えると、主に次のような特徴が見られます。

◆自然の緑

- ・まちを取り囲む日野山や鬼ヶ嶽、若須岳、ホノケ山、武衛山、三里山、大谷山等の山並み
- ・平地に点在する村国山、茶臼山、妙法寺山、愛宕山、船山、岩内山等の独立丘陵地
- ・平地に広がる田園、貴重な動植物の生息域でもある良好な里地里山
- ・福井県の三大河川の一つである日野川や、吉野瀬川、鞍谷川、浅水川、服部川等の河川

◆歴史・文化の緑

- ・かつて越前国府として栄え、重厚な歴史を有するまちなみ、神社・寺院の境内林
- ・万葉の里としても知られる竹林等の地域林に囲まれる緑豊かなまちなみ
- ・全国一の手すき和紙の里としての特徴的なまちなみ、良質な水を供給する周囲の山並み

◆都市の緑、身近な緑

- ・芦山公園、白崎公園、和紙の里公園、花筐公園等の自然を取り込んだ緑豊かな公園
- ・日野川河川緑地、みどり自然の村、八ツ杉森林学習センターなどの自然を活かした緑の拠点
- ・道路や河川の並木道、市民の手による花壇づくりやガーデニング等

私たちの住む越前市には、ふるさとの原風景となっている美しい自然があり、先人たちは自然と共存しながら、風格のある地域固有の歴史・文化を育んできました。すわなち、これが「越前市らしさ」であり、現代を生きる私たちの暮らしは、すべてこの「越前市らしさ」の上に成り立っていることを忘れてはいけません。

今後の緑のまちづくりにおいては、原風景となる美しい自然や独自の歴史・文化と、そこに生活する人々の姿、郷土を愛する市民の心を大切に、失われたもの、失われつつあるものを取り戻しながら、未来へと良好に引き継いでいくことを基本とします。

また、本市におけるまちづくりの基本は、市民と行政との協働、市民自治です。緑のまちづくりにおいても、わがまちの緑に対する愛着心を醸成し、誇りをもって未来に引き継いでいくため、市民が主体となった取り組みを推進していきます。

そこで、本市における緑のまちづくりにおける基本理念を次のように定めます。

人、自然、歴史、文化を緑で紡ぐ “風格のまち”

4-2 基本方針

(1) 基本方針

- ・基本理念の実現に向けて、緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する以下の4つの基本方針を定めます。

基本方針1 市民とともに身近な緑を創り・育てる

- ①利用圏域等を考慮しながら公園・緑地の適正な配置を行うとともに、市民のニーズを反映し、市民に愛される公園となるよう、市民とともに公園づくりに取り組みます。
- ②公園の草刈や樹木の剪定、落ち葉の清掃など、市民との協働により緑を美しく維持管理します。
- ③市民や企業が主体となって、住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。
- ④鎮守の森や地域林、民家の屋敷林など、地域のランドマークとなる樹木を保全します。
- ⑤市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。

基本方針2 歴史と水と緑が融和したまちなみを保全・創出する

- ①かつて越前国府として栄え、重厚な歴史・文化を有する中心市街地では、歴史的なまちなみと丹南地域の中心都市としての都市機能が融和したまちづくりを進めます。
- ②万葉の里としても知られる味真野市街地では、茶畑や桐畑、竹林等の地域特有の風景を活かしたまちづくりを進めます。
- ③日本一の手すき和紙の産地である今立市街地では、和紙製造の家並みと周囲に広がる三里山等の山並み、大滝神社や岡太神社等の歴史が融和したまちづくりを進めます。

基本方針3 広がりのある緑のネットワークを形成する

- ①多くの人が集まる公共的施設では、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。
- ②道路や歩行者空間、河川や用水路等の水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。

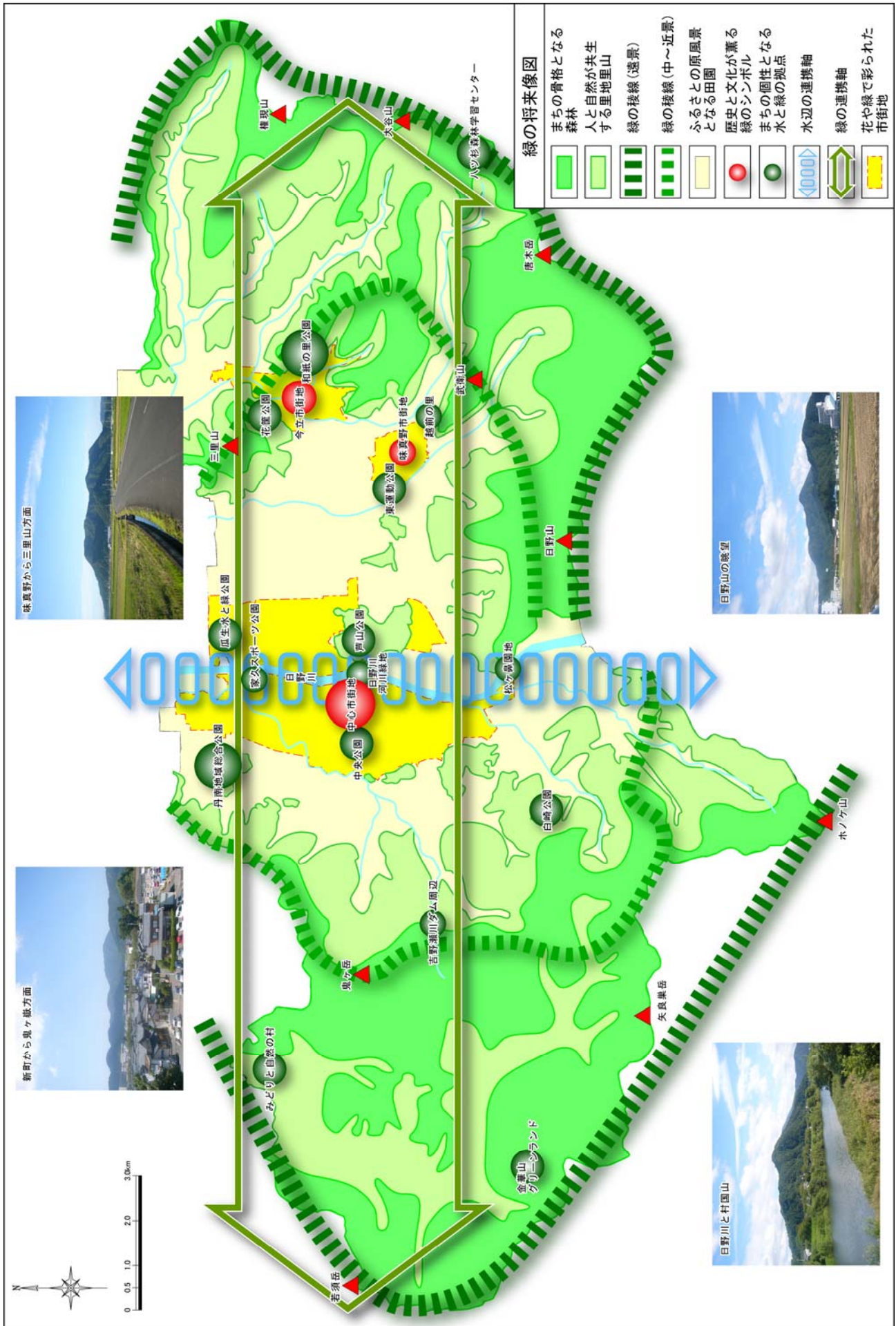
基本方針4 まちの骨格を形成する緑を保全・活用する

- ①緑豊かな越前市を印象付け、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。
- ②市街地を取り囲む広大な田園、山あいにつながる里地里山の緑を保全します。
- ③良好な自然環境を活かし、個性豊かな緑の拠点づくりを進めます。

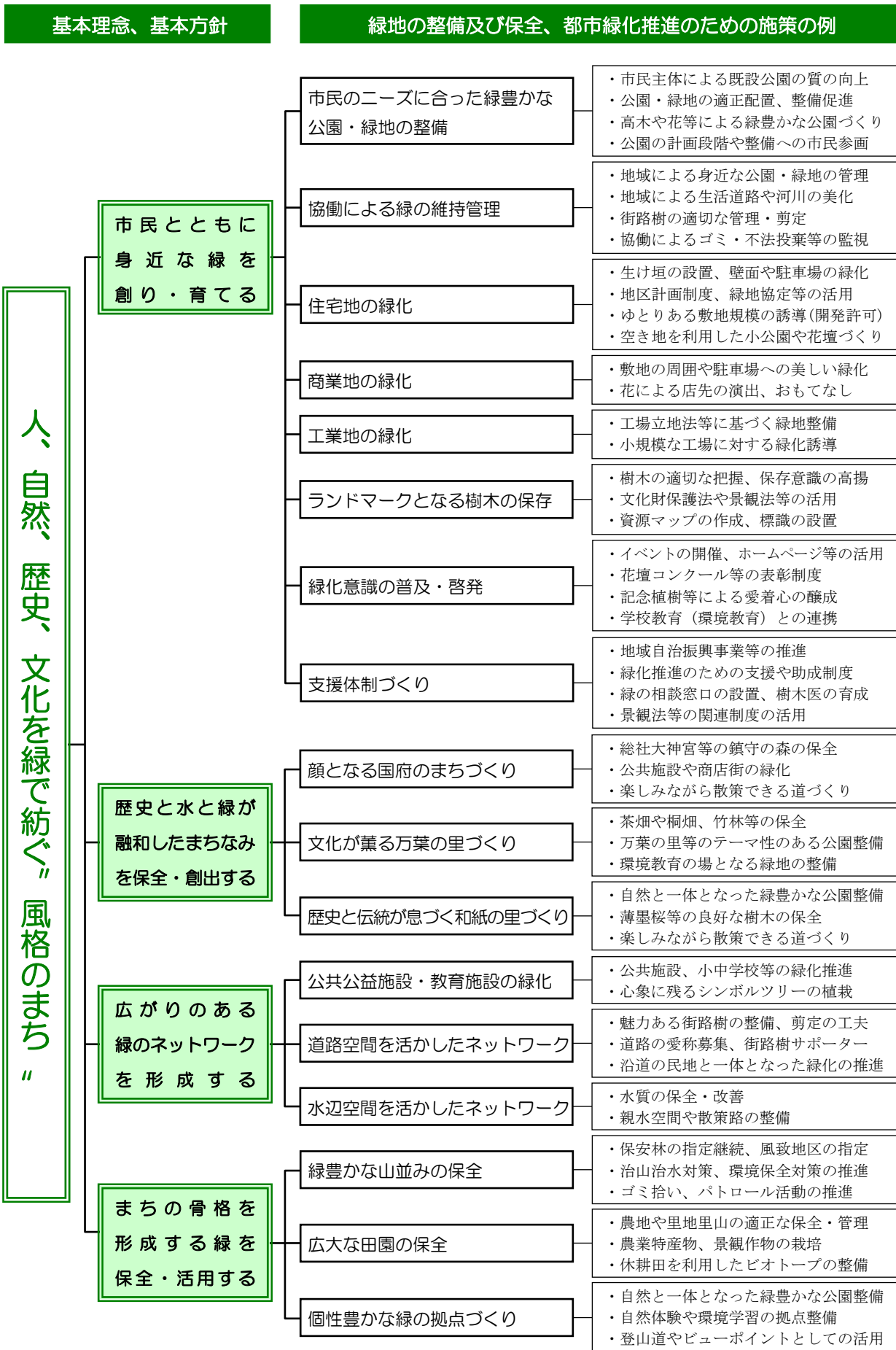
4-3 緑の将来像

- ・基本理念や基本方針を実現するため、本市の緑に関する将来イメージ（＝緑の将来像）を定め、緑の良好な保全と特徴のある整備・活用を図ります。

<p>まちの骨格となる森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日野山や鬼ヶ嶽、若須岳、武衛山、三里山、大谷山などの山々は、本市の緑の骨格を形成し、大気の浄化や気候の緩和、貴重な動植物の生息域、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する緑地として、適切な維持管理に努めながら保全します。
<p>人と自然が共生する里地里山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に隣接する村国山、茶臼山、妙法寺山などの独立丘陵地、集落に近接し、人と自然との共存の場となる里地里山や里川などの緑を保全し、次世代へと良好に引き継いでいきます。
<p>緑の稜線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権現山～大谷山～唐木岳～日野山、若須岳～矢良巢岳～ホノケ山にかけて連なる山々の稜線は、まちの骨格を構成し、背景となるシンボリックな緑として位置付け、適切に保全します。 ・市街地や里地里山を取り囲む三里山～武衛山、鬼ヶ嶽一帯にかけて連なる山々の稜線は、まちの原風景や都市景観の借景となる重要な緑として位置付け、周辺の田園や都市の緑と併せて保全・演出します。
<p>ふるさとの原風景となる田園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外部における宅地開発を極力抑制し、田園を保全します。 ・既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木など、地域のランドマークとなる緑を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。
<p>歴史と文化が薫る緑のシンボル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地 ・味真野市街地 ・今立市街地 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市固有の歴史・文化と緑が一体となって、まちの「顔」となっている場所では、まちかどや空き地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設等の緑化を推進するとともに、数多く点在する神社・寺院と一体となった鎮守の森を保全し、歴史と文化の薫り高い緑の拠点を形成します。
<p>まちの個性となる水と緑の拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまちを印象付けるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置付け、整備・充実を図ります。
<p>水辺の連携軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・骨格となる景観軸、まちに清新さを与える環境軸として、市の中央を縦断する日野川の河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。
<p>緑の連携軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの外郭を構成する若須岳や権現山等の稜線を意識付けるとともに、東西に広がる地域を緑でネットワークするため、田園風景の保全を図るとともに、道路空間などを利用した緑や花づくりを進めながら、緑の連携軸を形成します。
<p>花や緑で彩られた市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者の利便性に配慮しながら公園緑地を適正に配置するとともに、道路や河川、水路を活かした緑のネットワーク、神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。



(2) 施策の体系



4-4 計画のフレーム

(1) 対象区域

- 市全体の骨格となる緑地の配置方針、都市緑化の推進については、越前市全体で検討しますが、都市公園等の具体的な配置計画については、都市計画区域内を対象とします。

◆表 4-1 計画の対象区域

都市名	対象区域面積	
	行政区域	都市計画区域
越前市	23,075ha	12,218ha (丹南都市計画区域)

(2) 人口フレーム

- 越前市緑の基本計画は、長期的な緑のあり方を示すことを目的とし、平成17年を基準年として、概ね10年後の平成28年を中間年次、概ね20年後の平成38年を目標年次として定めます。
- 平成28年の目標人口は、上位計画である越前市総合計画や越前市都市計画マスタープランとの整合性を図ります。
- 厳しい社会情勢や低迷・減少を続ける出生率などの状況にあっては、20年後を確実なものとして予測することは困難となっており、平成38年の目標人口は、平成28年の人口を維持するものとして設定し、公園・緑地の整備目標達成度を評価する指標として用います。

◆表 4-2 人口フレーム

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
行政区域	87,742人	88,000人	88,000人
都市計画区域	82,697人	83,000人	83,000人

(3) 市街地(用途地域)の規模

- 越前市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本理念を「持続可能な定住都市の形成」として定め、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を目指しています。
- 市街地では土地区画整理事業による居住基盤の整備が進められている一方、まちづくりの資産として有効に利用されていない一団の土地も残っており、将来的に大幅な宅地需要が見込まれない状況にあることから、目標年次における市街地の規模は現状のままとします。

◆表 4-3 将来の市街地規模と市街地人口

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
市街地の規模	1,875ha	1,875ha	1,875ha
市街地の人口	50,819人	51,000人	51,000人
人口密度	27.1人/ha	27.2人/ha	27.2人/ha

4-5 計画の目標水準

(1) 緑地の確保目標水準

- ・施設緑地や地域制緑地などの「緑地」として確保すべき目標水準として、一般的には、市街地面積の30%以上とすることが望ましいとされています。
- ・本市においては、市街地内を中心とした施設緑地に加え、村国山や三里山、日野川等の市街地に近接する自然の緑を、市街地の環境改善に寄与するものとして一体的に捉え、将来市街地に対して約32%を確保します。

◆表 4-4 緑地の確保目標量

		緑地の確保目標量		
		将来市街地に対する割合(A)	都市計画区域に対する割合(B)	将来市街地に対する割合(C)
越前市	基準年(平成17年)	4.6%	35.6%	
	目標年(平成38年)	5.0%	41.7%	32.1%
国の目標				30%以上
福井県広域緑地計画(平成28年)				30%

緑地の確保目標量の考え方

将来市街地に対する割合(A)

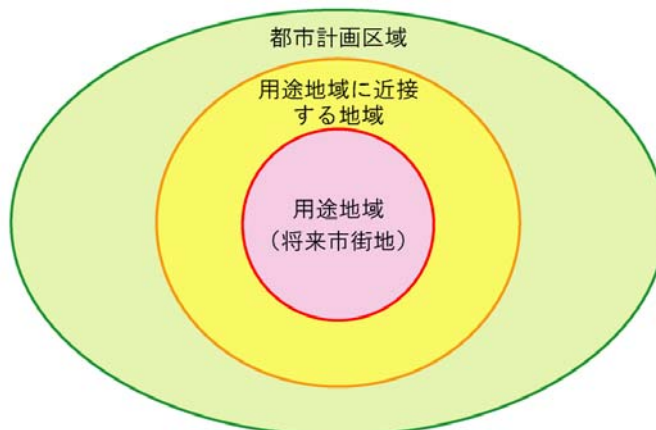
$$A = \frac{\text{用途地域内で確保する緑地の総量}}{\text{用途地域面積}}$$

都市計画区域に対する割合(B)

$$B = \frac{\text{都市計画区域内で確保する緑地の総量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

将来市街地に対する割合(C)

$$C = \frac{\text{用途地域内で確保する緑地の総量} + \text{用途地域に近接する地域にある緑地の面積}}{\text{用途地域面積} + \text{用途地域に近接する地域にある緑地の面積}}$$



(2) 都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準

- ・都市公園法施行令では、(都市計画区域内の)都市公園の住民1人当たりの面積は10㎡以上、市街地内の都市公園の市街地人口1人当たりの面積は5㎡以上と規定されています。
- ・また、都市計画中央審議会が平成7年7月に行った答申では、都市計画区域人口1人当たり20㎡という目標が示されており、福井県広域緑地計画(平成9年3月)においては、平成28年における都市計画区域内人口1人当たりの目標水準を23㎡と設定しています。
- ・本計画では、市街地整備と併せて住区基幹公園の適正な整備を図るとともに、緑の拠点となるシンボル公園の整備促進、公共施設・民間施設における緑化の推進、緑のネットワークづくりなどを積極的に進め、目標年次における目標水準を以下のように設定します。

◆表4-5 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
都市公園 (*1)	85ヶ所、171.06ha 20.69㎡/人	94ヶ所、192.55ha 23.20㎡/人	94ヶ所、195.48ha 23.55㎡/人
都市公園等 (*2)	241ヶ所、228.95ha 27.69㎡/人	251ヶ所、253.44ha 30.53㎡/人	251ヶ所、256.37ha 30.89㎡/人

◆表4-6 都市公園の種別ごとの整備目標水準

			国の水準 (21世紀初頭)	福井県水準 (H28)	越前市	
					基準年 (H17)	目標 (H38)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	1.0㎡/人	2.0㎡/人	1.24㎡/人	1.35㎡/人
		近隣公園	2.0	2.0	1.19	1.18
		地区公園	1.0	1.0	0.64	1.19
	都市基幹公園	総合公園	3.0	11.0	13.31	15.25
		運動公園	1.5	2.4	3.25	3.40
特殊公園(風致公園、歴史公園等)			8.5	3.5	0.51	0.51
緑地(緑地、緑道等)					0.55	0.67
大規模公園(広域公園)			2.0	1.0	—	—
都市公園(*1)合計			20.0㎡/人	23.0㎡/人	20.69㎡/人	23.55㎡/人
都市公園等(*2)合計					27.69	30.89

(3) 確保する緑地の総量

◆表4-7 確保する緑地の総量

	基準年 (平成17年)	中間年次 (平成28年)	目標年次 (平成38年)
施設緑地(*3)	262.22ha	296.21ha	299.14ha
地域制緑地	4,084.88ha	4,084.88ha	4,934.88ha
施設緑地-地域制緑地の重複	—	—	137.19ha
緑地面積合計	4,347.10ha	4,381.09ha	5,096.83ha

(*1) 都市公園：都市公園法で規定する公園緑地(基幹公園、特殊公園、緑地、大規模公園)の計

(*2) 都市公園等：都市公園+公共施設緑地(広場、公共公益施設、運動場、公共空地)の計

(*3) 施設緑地：都市公園等+民間施設緑地(寺社境内地)の合計

4-6 緑化の目標

- ・基本理念、緑の将来像並びに基本方針を実現するため、都市公園等の施設緑地として整備するもののほか、緑豊かなまちづくりを総合的に推進するため、都市の緑化に関する目標を定め、その達成に向けた取り組みを進めます。

緑化の区分		緑化の目標	緑化推進の方針
都市公園		<ul style="list-style-type: none"> ○緑被率の目標 ・街区公園：30%以上 ・近隣公園以上：50%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の快適性の向上、身近な生物の生息域の確保、安全な避難地の確保や延焼の防止、気候の緩和、都市景観の向上などを図るため、日陰のできる高木樹種等を用いながら緑化を図ります。 ・帰属公園についても、可能な限り都市公園の緑化目標に準じるものとします。
街路樹		<ul style="list-style-type: none"> ○新たな道路整備に際しては積極的に整備する (平成18年度末：49.3km) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や施設間を緑で紡ぐため、既存路線では可能な限り街路樹等の整備に努めるとともに、今後新たに整備する路線では樹種や樹形に配慮しながら道路緑化を進めます。
ビオトープ		<ul style="list-style-type: none"> ○ビオトープの設置数：約60箇所 (平成18年度末：19箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と触れ合いながら、市民が自然との共生などの環境学習を行う場として、年間2～3箇所の整備を進めます。
公共公益施設		<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り緑地を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人の交流の場として、また、市民の緑化意識を高める先導役として、可能な限り敷地や建物自体の緑化を図ります。
教育施設		<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り緑地を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな人間性を育てる要素として、また、自然を大切にする環境教育の一環として、積極的な緑化を図ります。 ・子供たちの心象として残る緑として、シンボルツリーなどの植樹に努めます。
民間施設	個人住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り緑地を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽や生け垣づくり、敷地や窓辺を花で飾るなど、市民の主体的な取り組みによる住宅地の緑化を推進します。
	住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為によるものは、基準に応じた緑地を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為によるものは、開発基準に応じた緑地を確保するとともに、可能な限り多くの緑地が確保されるよう努めます。
	緑地協定	<ul style="list-style-type: none"> ○開発行為等に併せて指定 (平成18年度末：2地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで快適な住環境の形成を図るため、今後行われる民間開発等に併せて、緑地協定の活用を誘導します。
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り緑地を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や通りでは、訪れる人をもてなすため花や緑による演出を誘導します。 ・大規模な施設では、敷地外周や駐車場など道路等との境界部の緑化を誘導します。
	工業施設	<ul style="list-style-type: none"> ○工場立地法等に基づくものは、各々に定められた緑地率を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外周や駐車場など道路等との境界部の緑化、敷地の芝生化等を誘導します。 ・工場立地法等に該当しない工場でも、可能な限り緑被率の向上を誘導します。